

「離婚と子育てに関する世論調査」の概要

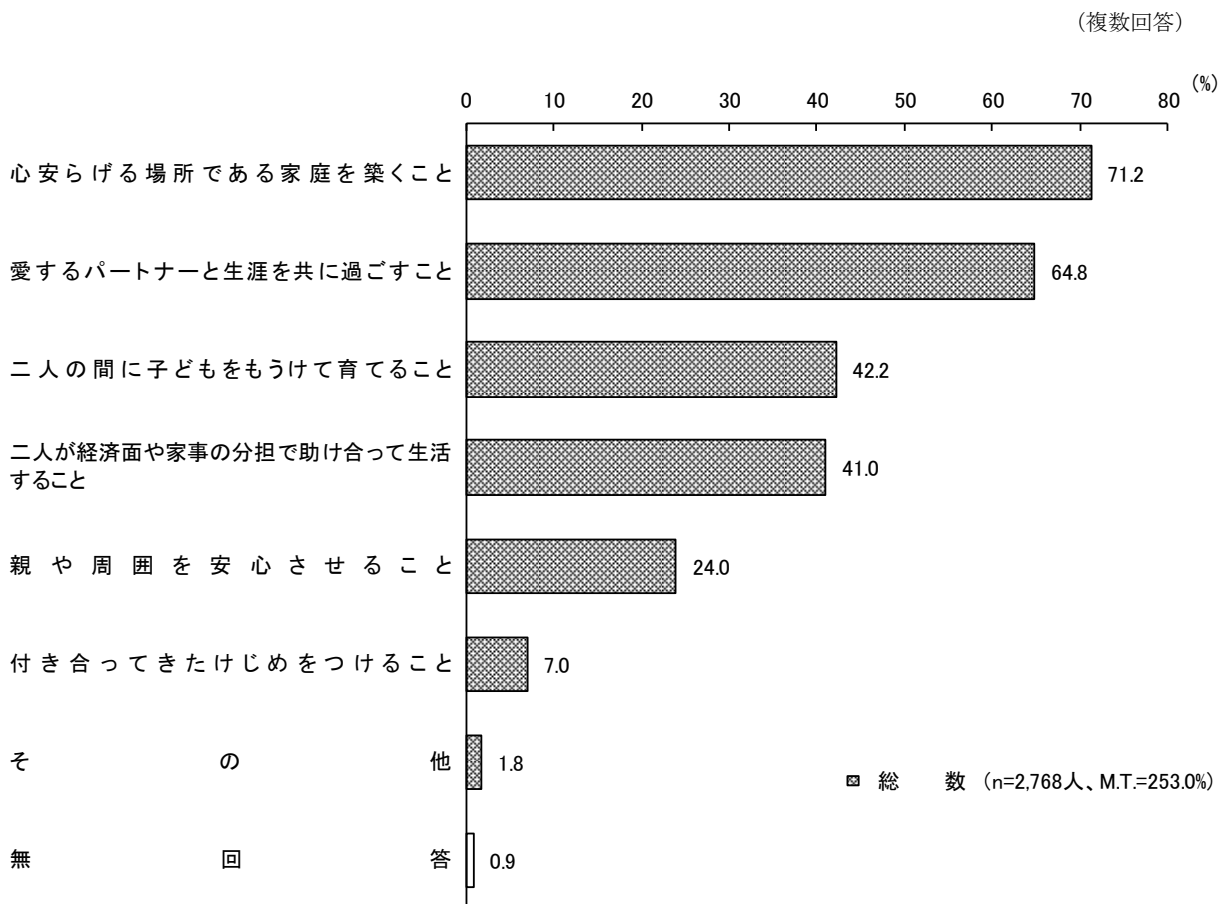
令和4年2月
内閣府政府広報室

調査対象	全国18歳以上の日本国籍を有する者 5,000人 有効回収数2,768人（回収率55.4%）
調査期間	令和3年10月21日～11月28日
調査方法	郵送法
調査目的	離婚と子育てに関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1 結婚に対する考え方2 離婚に対する考え方3 親権に対する考え方4 面会交流に対する考え方5 養育費に対する考え方6 離婚時の取決めに対する考え方7 養子に対する考え方8 財産分与に対する考え方
関係省庁	法務省
その他	<ol style="list-style-type: none">1 図表の数値(%)は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が100にならないこともある。2 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、調査員と調査対象の方との接触を回避するため、郵送法で実施した。

1 結婚に対する考え方
 (1) 結婚の目的・意義

問1 あなたは、結婚の目的・意義について、どのようにお考えになりますか。(〇はいくつでも)

	(上位4項目)
	令和3年10月
・心安らげる場所である家庭を築くこと	71.2%
・愛するパートナーと生涯を共に過ごすこと	64.8%
・二人の間に子どもをもうけて育てること	42.2%
・二人が経済面や家事の分担で助け合って生活すること	41.0%



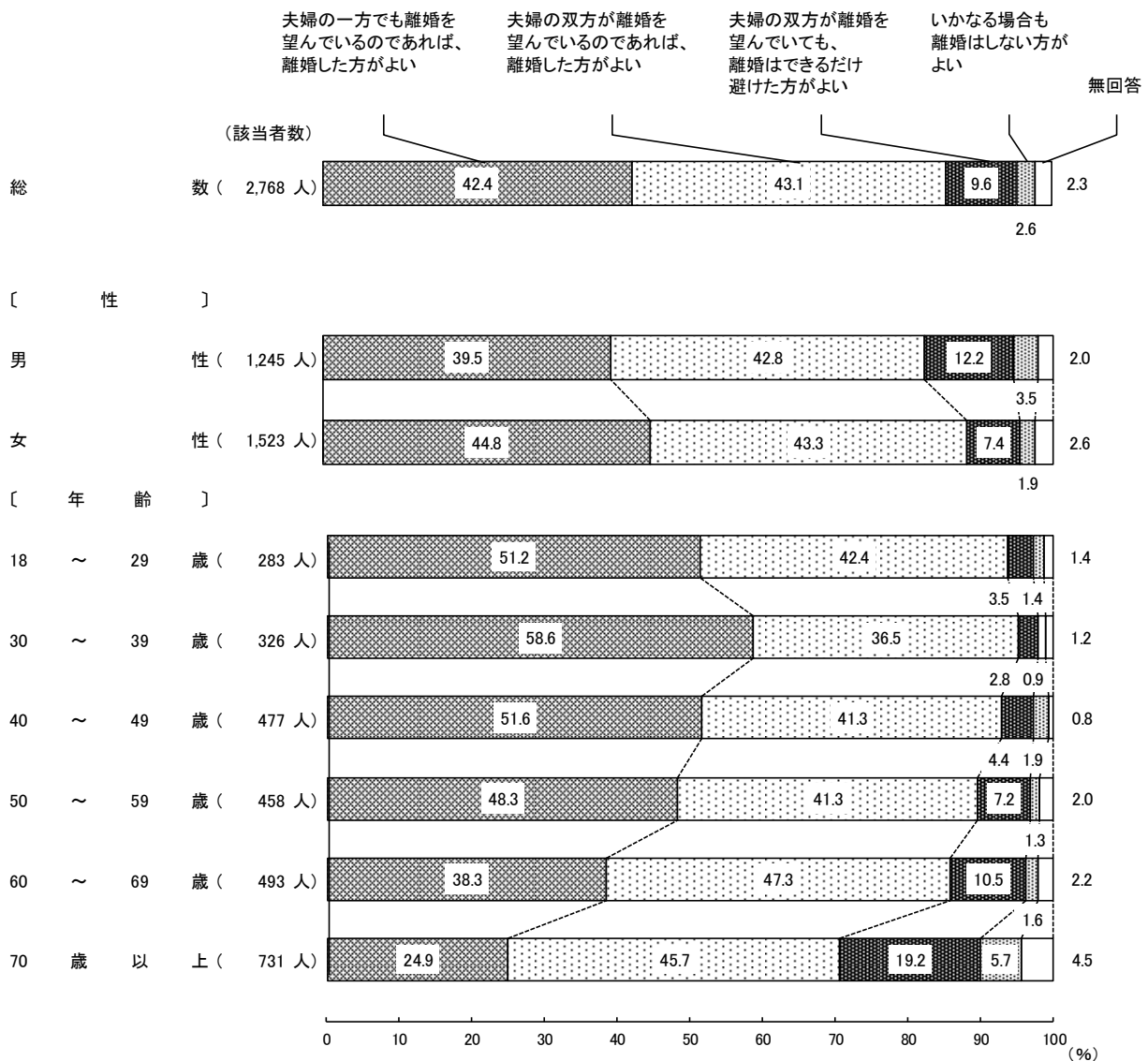
2 離婚に対する考え方

(1) 未成年の子がいない夫婦の離婚

問2 未成年の子がいない夫婦が離婚することについて、あなたのお考えに最も近いものをお答えください。(〇は1つ)

令和3年10月

- ・夫婦の一方でも離婚を望んでいるのであれば、離婚した方がよい 42.4%
- ・夫婦の双方が離婚を望んでいるのであれば、離婚した方がよい 43.1%
- ・夫婦の双方が離婚を望んでいても、離婚はできるだけ避けた方がよい 9.6%
- ・いかなる場合も離婚はしない方がよい 2.6%

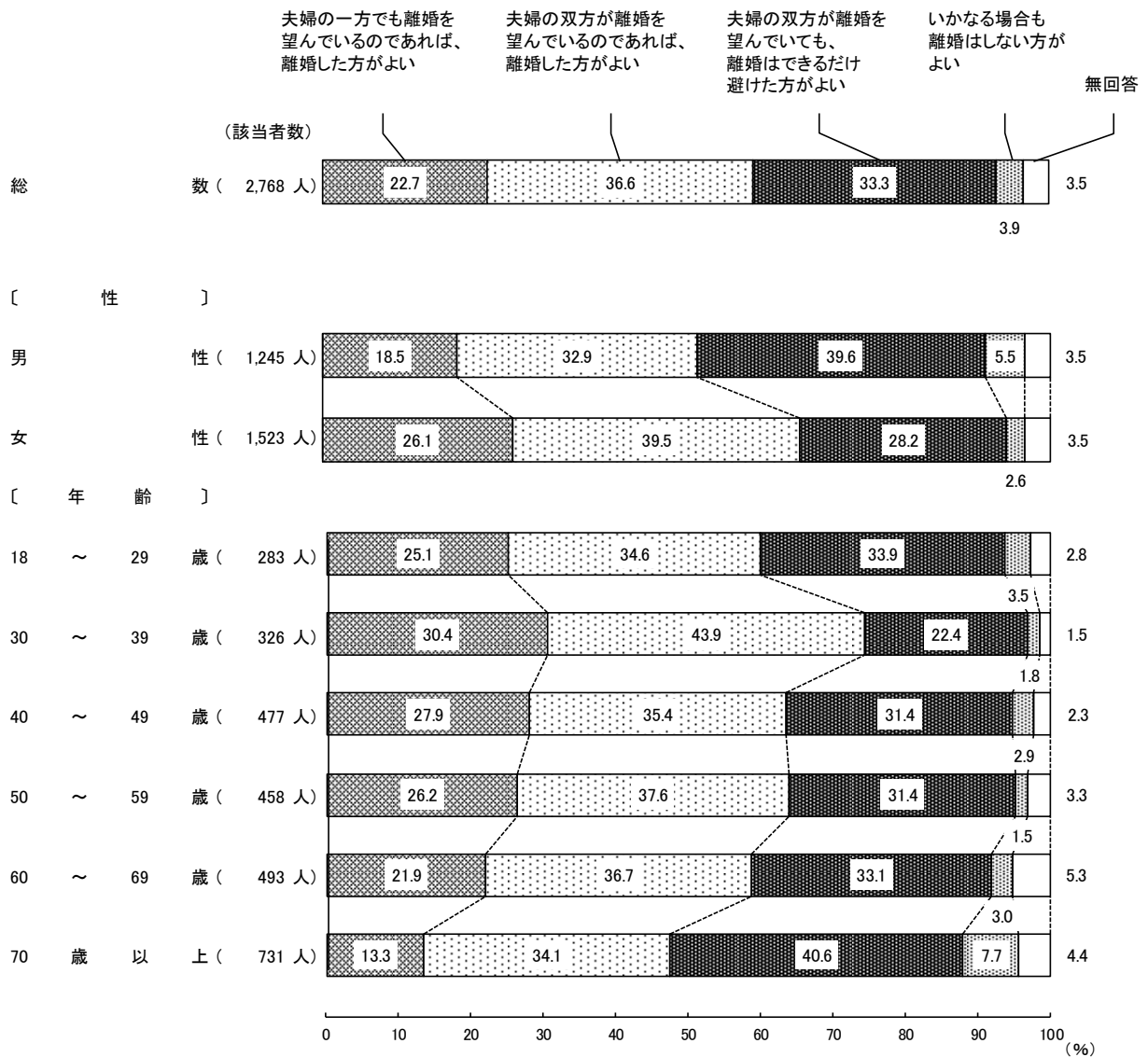


(2) 未成年の子がいる夫婦の離婚

問3 未成年の子がいる夫婦が離婚することについて、あなたのお考えに最も近いものをお答えください。(○は1つ)

令和3年10月

- ・夫婦の一方でも離婚を望んでいるのであれば、離婚した方がよい 22.7%
- ・夫婦の双方が離婚を望んでいるのであれば、離婚した方がよい 36.6%
- ・夫婦の双方が離婚を望んでいても、離婚はできるだけ避けた方がよい 33.3%
- ・いかなる場合も離婚はしない方がよい 3.9%



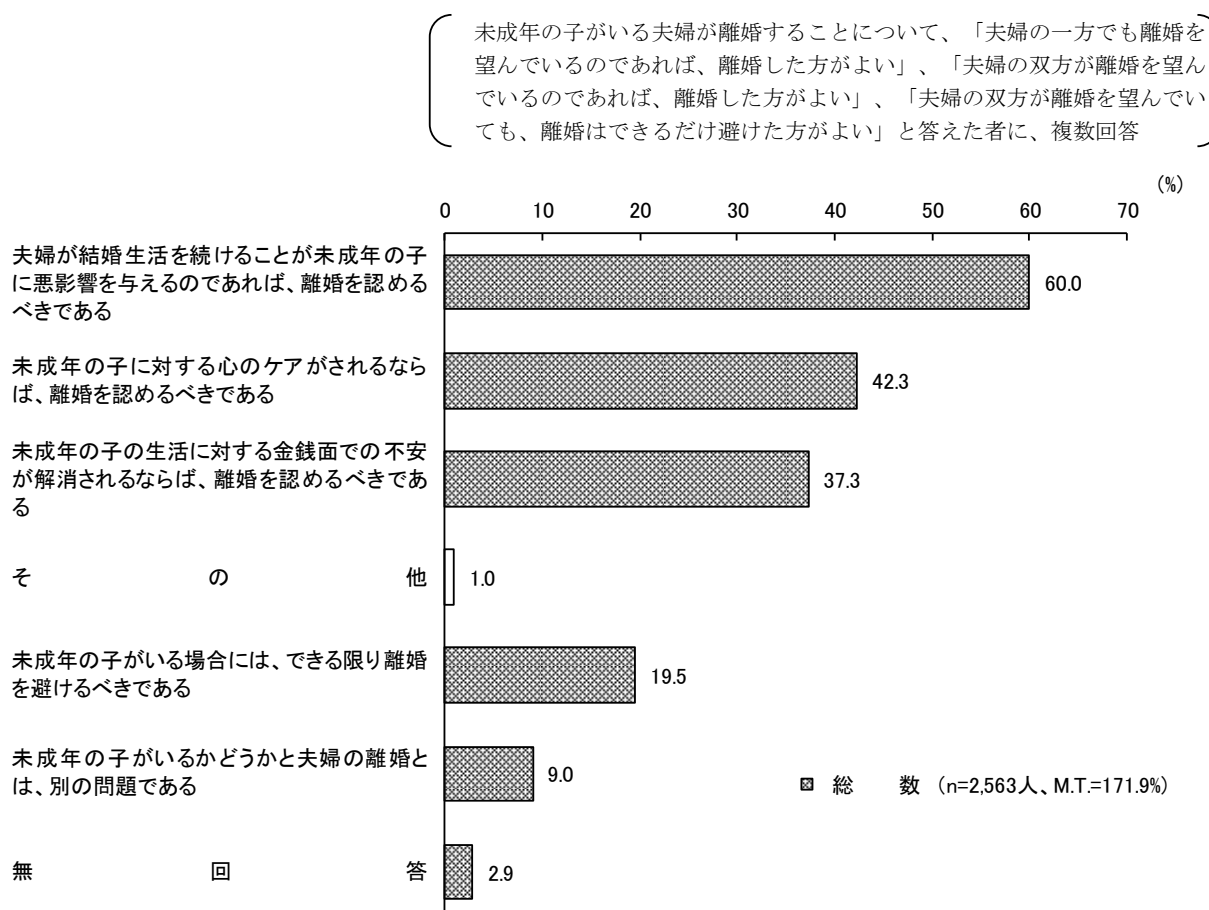
ア 未成年の子がいる夫婦の離婚が認められる場合

(問3で「夫婦の一方でも離婚を望んでいるのであれば、離婚した方がよい」、「夫婦の双方が離婚を望んでいるのであれば、離婚した方がよい」、「夫婦の双方が離婚を望んでいても、離婚はできるだけ避けた方がよい」と答えた方(2,563人)に)

問4 未成年の子がいる夫婦が離婚したいと考えたときに、どのような場合であれば離婚を認めるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

令和3年10月

- ・夫婦が結婚生活を続けることが未成年の子に悪影響を与えるのであれば、離婚を認めるべきである 60.0%
- ・未成年の子に対する心のケアがされるならば、離婚を認めるべきである 42.3%
- ・未成年の子の生活に対する金銭面での不安が解消されるのであれば、離婚を認めるべきである 37.3%
- ・未成年の子がいる場合には、できる限り離婚を避けるべきである 19.5%



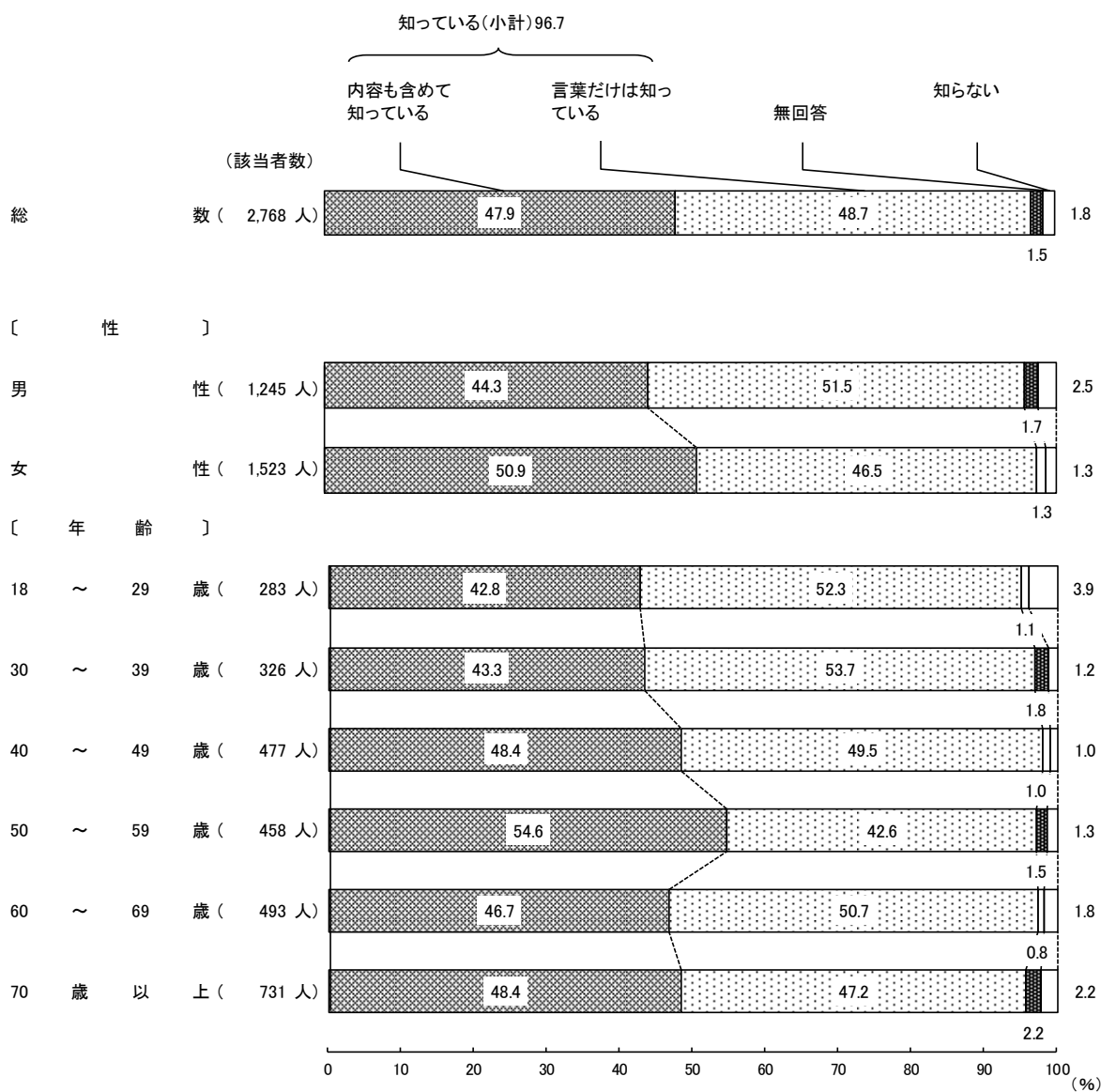
3 親権に対する考え方

(1) 親権についての認識

問5 民法では、「親権」に関する規定がありますが、「親権」とは、未成年の子を監督・保護することや、教育すること、その財産を管理することを内容とします。あなたは、「親権」について知っていますか。(〇は1つ)

令和3年10月

・知っている(小計)	96.7%
内容も含めて知っている	47.9%
言葉だけは知っている	48.7%
・知らない	1.8%

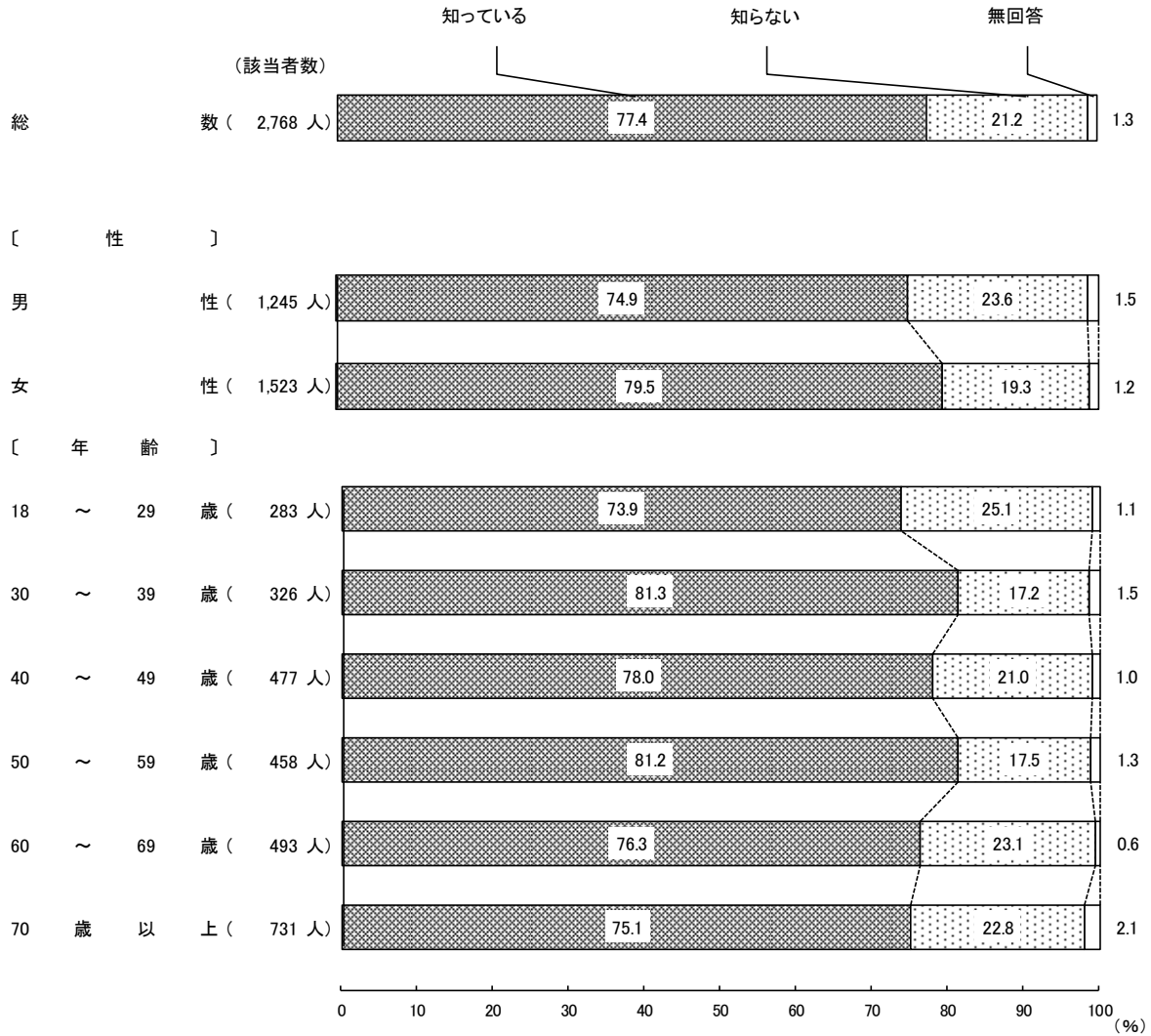


(2) 婚姻中の親権についての認識

問6 あなたは、父母が結婚している間は、双方が親権者となるという現行の制度について知っていますか。(〇は1つ)

- ・知っている
- ・知らない

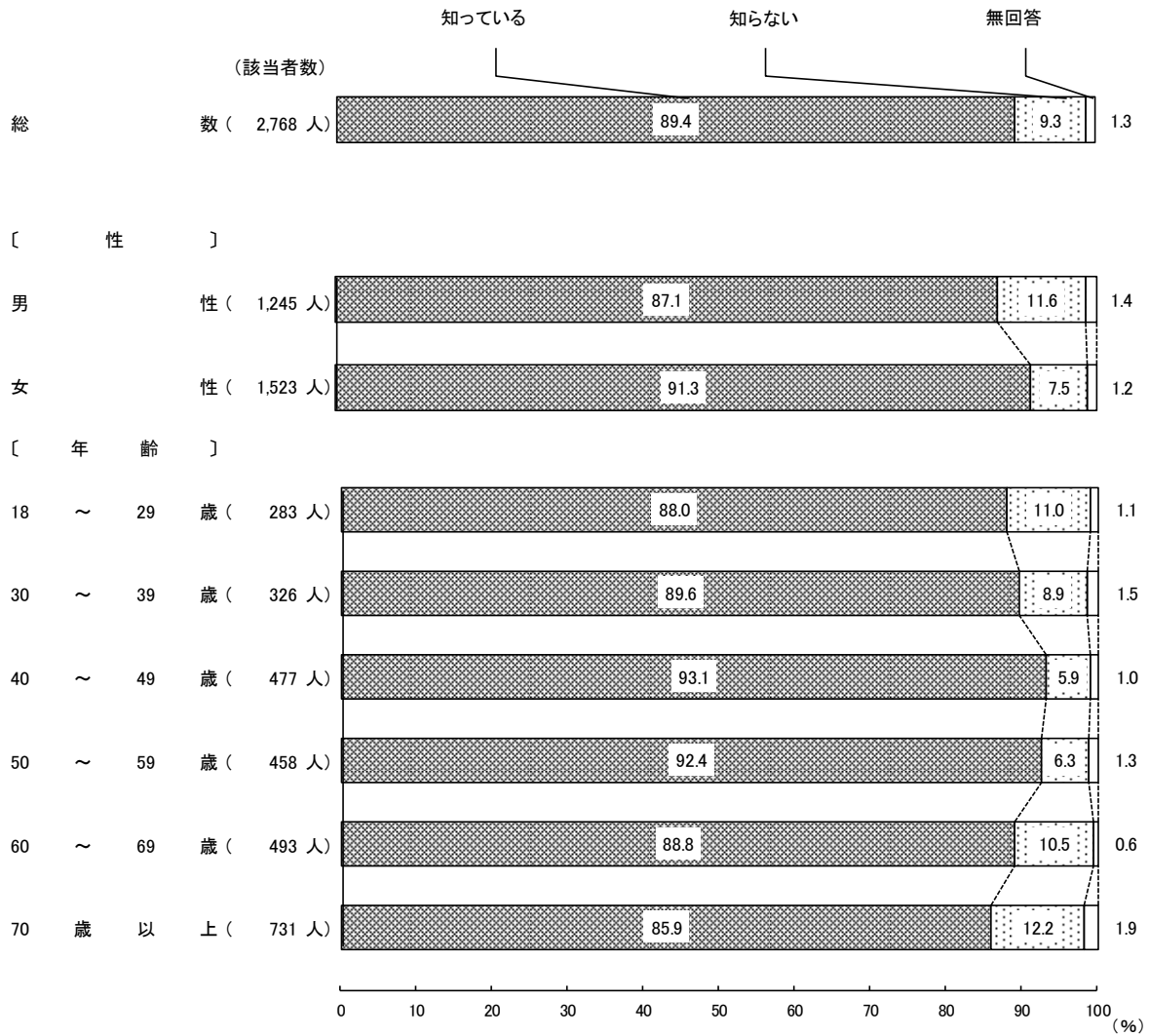
令和3年10月
77.4%
21.2%



(3) 離婚後の親権についての認識

問7 あなたは、父母が離婚した後は、いずれか一方のみが親権者となるという現行の制度について知っていますか。(〇は1つ)

- ・知っている 令和3年10月
89.4%
- ・知らない 9.3%



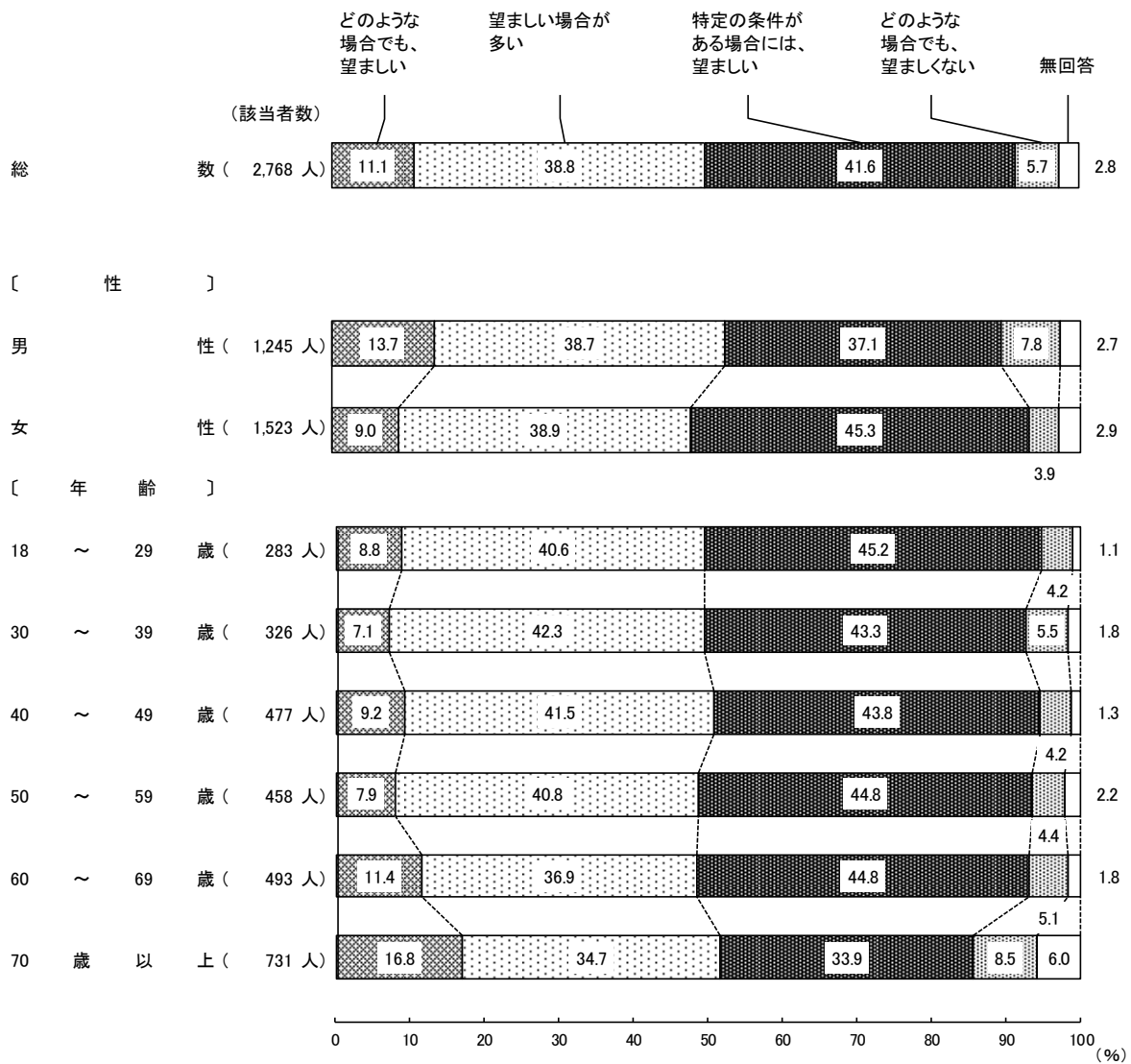
(4) 離婚後の父母双方による養育への関与の考え方

(資料1を提示して、調査対象の方に読んでもらってから質問)

問8 あなたは、父母の双方が、離婚後も子の進路などの未成年の子の養育に関する事項の決定に関わることは、子にとって望ましいと思いますか。(〇は1つ)

令和3年10月

- ・どのような場合でも、望ましい 11.1%
- ・望ましい場合が多い 38.8%
- ・特定の条件がある場合には、望ましい 41.6%
- ・どのような場合でも、望ましくない 5.7%



ア 離婚後の父母双方の関与が望ましくない場合

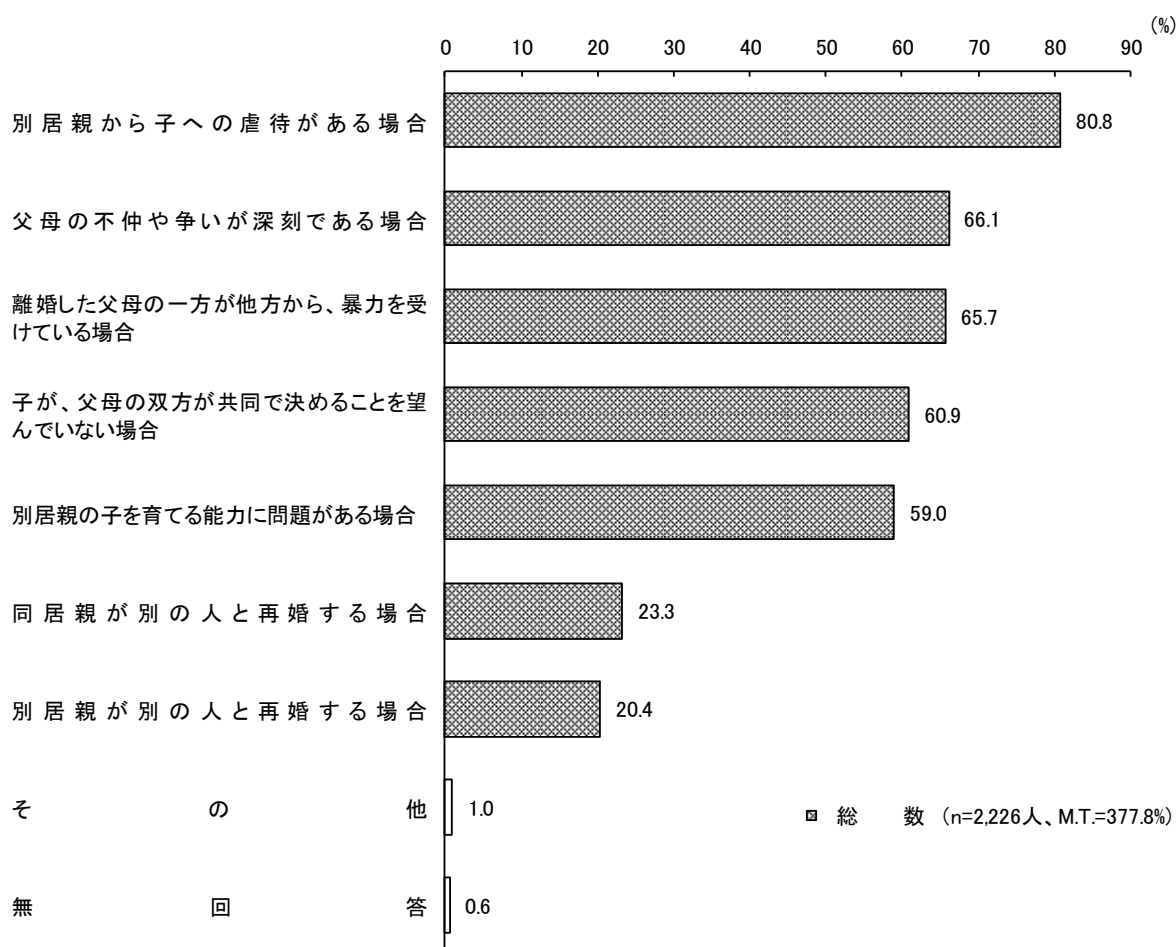
(問8で「望ましい場合が多い」、「特定の条件がある場合には、望ましい」と答えた方(2,226人)に)

問9 どのような場合に、父母の離婚後も双方が未成年の子の養育に関する事項を共同で決めることが、子にとって望ましくないと思いますか。(〇はいくつでも)

(上位5項目)
令和3年10月

- ・別居親から子への虐待がある場合 80.8%
- ・父母の不仲や争いが深刻である場合 66.1%
- ・離婚した父母の一方が他方から、暴力を受けている場合 65.7%
- ・子が、父母の双方が共同で決めることを望んでいない場合 60.9%
- ・別居親の子を育てる能力に問題がある場合 59.0%

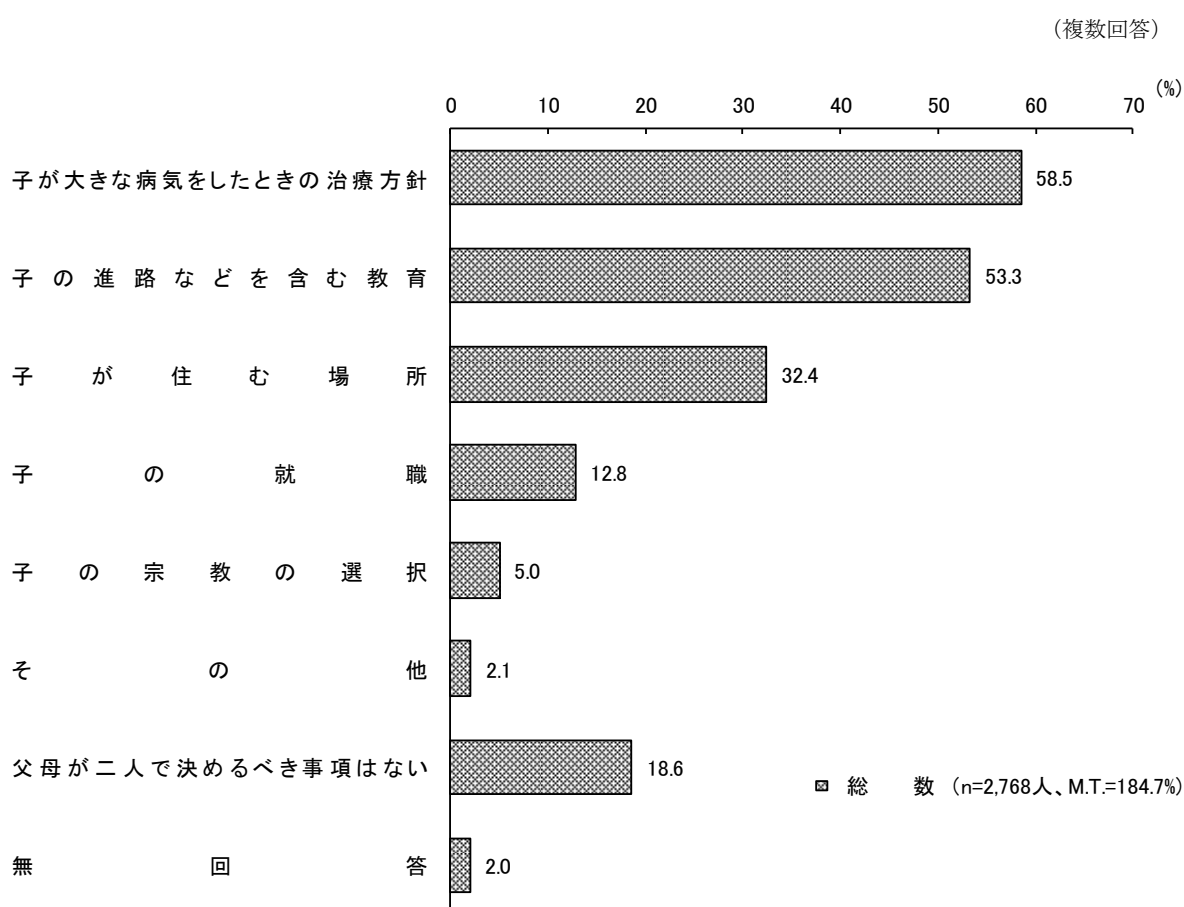
〔父母の双方が、離婚後も未成年の子の養育に関する事項の決定に関わることは、子にとって「望ましい場合が多い」、「特定の条件がある場合には、望ましい」と答えた者に、複数回答〕



(5) 離婚後も父母双方が関与すべき事項

問 10 父母の離婚後も、未成年の子の養育に関する事項について、父母の双方が共同で決めることができる制度を導入した場合に、あなたは、どのような事項について共同で決めるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

	(上位3項目) 令和3年10月
・子が大きな病気をしたときの治療方針	58.5%
・子の進路などを含む教育	53.3%
・子が住む場所	32.4%
・父母が二人で決めるべき事項はない	18.6%



4 面会交流に対する考え方

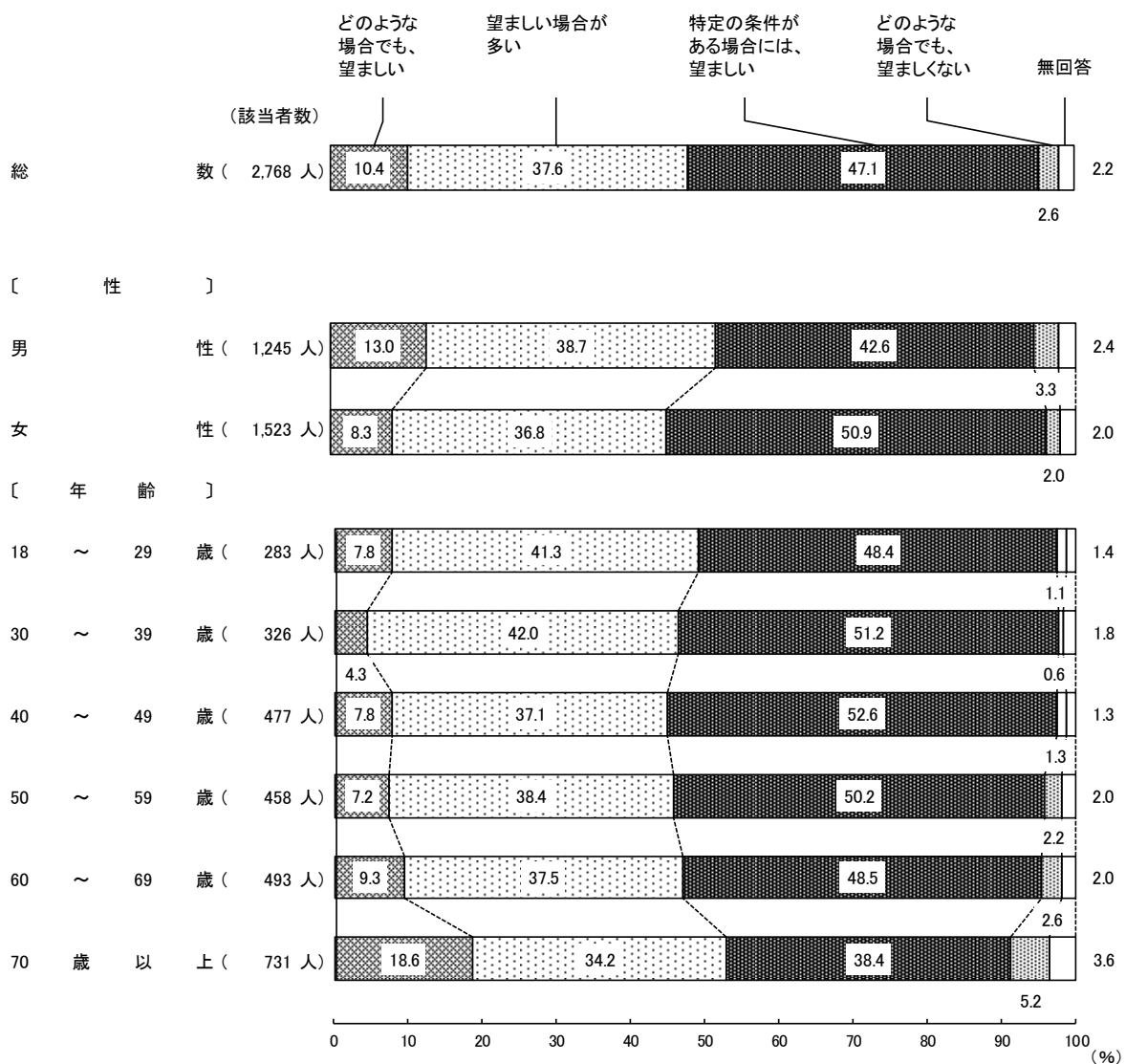
(1) 面会交流に対する意識

(資料2を提示して、調査対象の方に読んでもらってから質問)

問11 あなたは、別居親が離婚後も未成年の子と会うことが、子にとって望ましいと思いますか。
(〇は1つ)

令和3年10月

- ・どのような場合でも、望ましい 10.4%
- ・望ましい場合が多い 37.6%
- ・特定の条件がある場合には、望ましい 47.1%
- ・どのような場合でも、望ましくない 2.6%



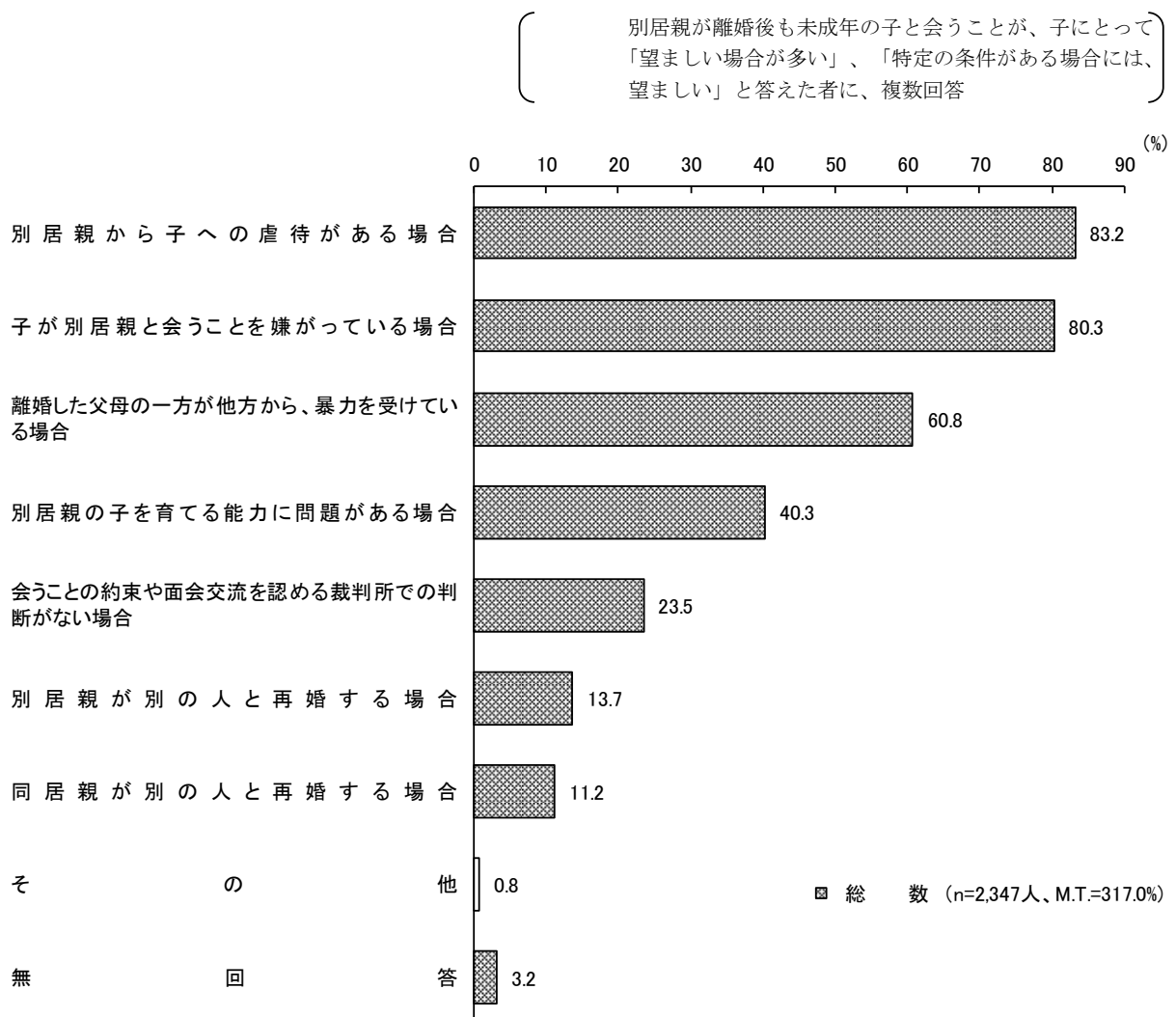
ア 子にとって望ましくない場合

(問 11 で「望ましい場合が多い」、「特定の条件がある場合には、望ましい」と答えた方 (2,347 人) に)

問 12 どのような場合に、別居親が離婚後も未成年の子と会うことが、子にとって望ましくないと思いますか。(〇はいくつでも)

(上位 4 項目)
令和 3 年 10 月

- ・ 別居親から子への虐待がある場合 83.2%
- ・ 子が別居親と会うことを嫌がっている場合 80.3%
- ・ 離婚した父母の一方が他方から、暴力を受けている場合 60.8%
- ・ 別居親の子を育てる能力に問題がある場合 40.3%

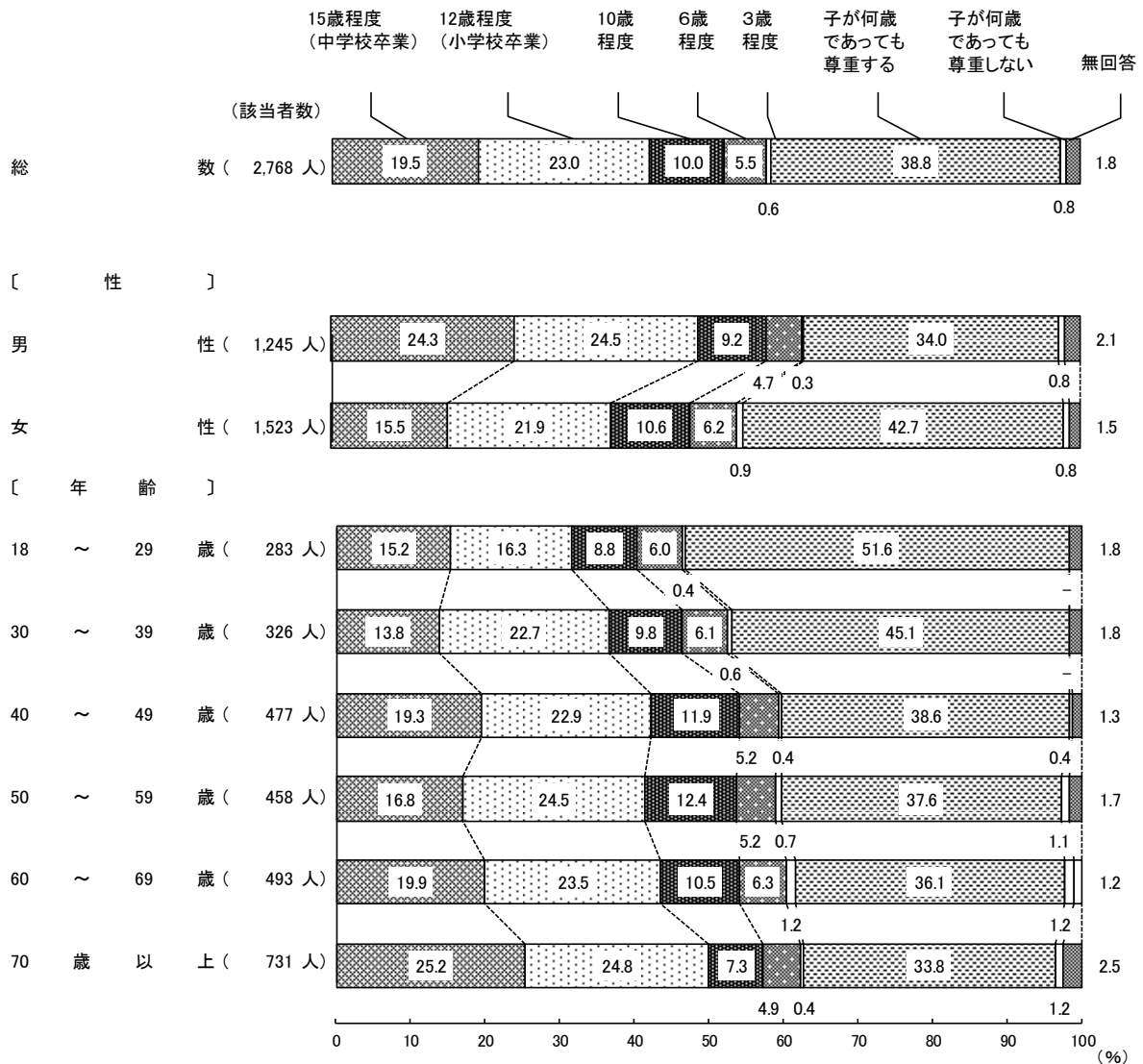


(2) 子の意見の尊重

問 13 あなたは、面会交流について、未成年の子が何歳くらいになれば、子の意見を尊重することが必要だと思いますか。(〇は1つ)

令和3年10月

・15歳程度（中学校卒業）	19.5%
・12歳程度（小学校卒業）	23.0%
・10歳程度	10.0%
・6歳程度	5.5%
・3歳程度	0.6%
・子が何歳であっても尊重する	38.8%
・子が何歳であっても尊重しない	0.8%



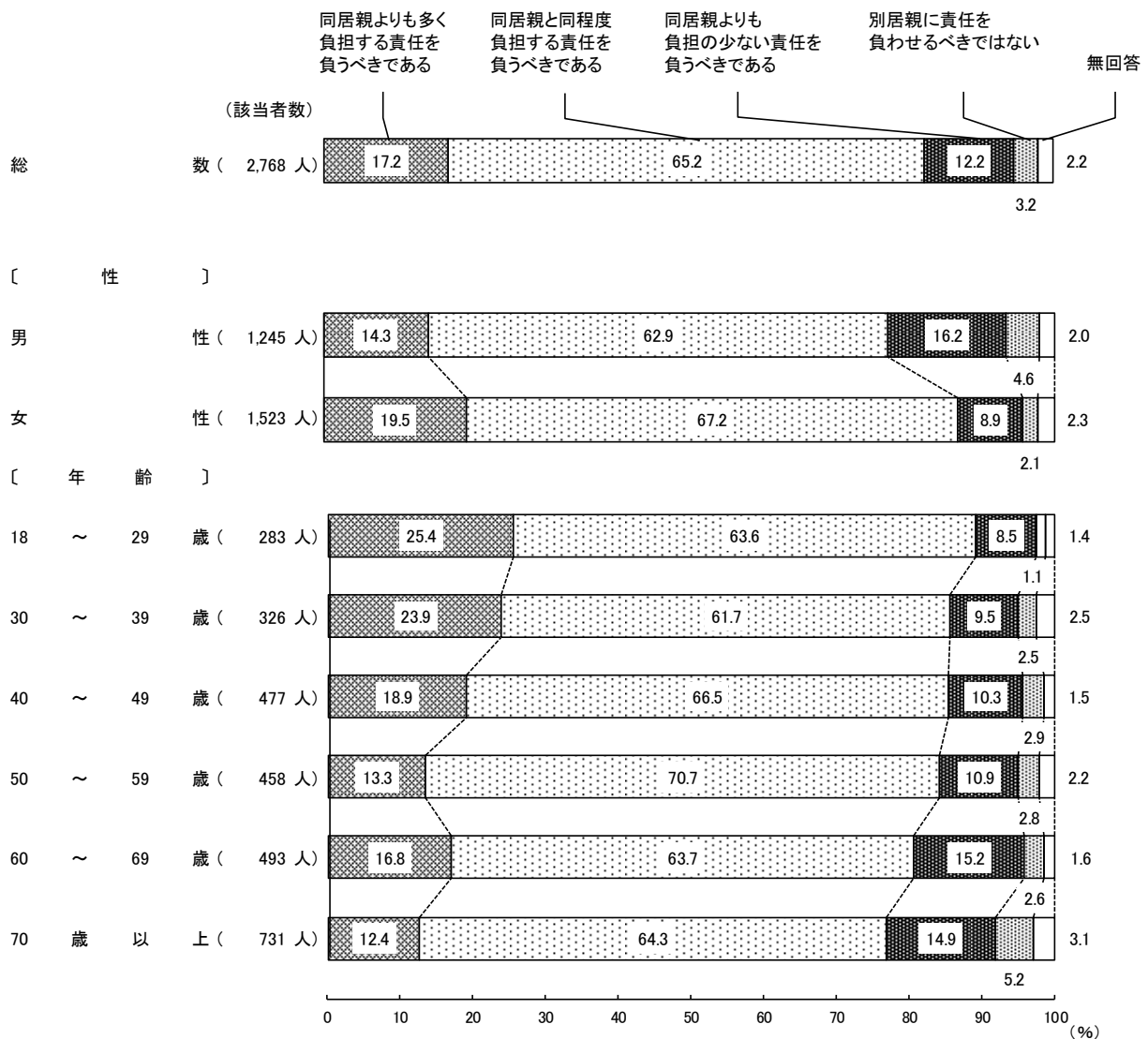
5 養育費に対する考え方

(1) 別居親が負担する養育費の責任の程度

問 14 「養育費」とは、日常の衣食住の費用や医療費など、子が生活するのに必要な費用のことをいいます。離婚した同居親は、別居親から養育費を受け取ることとされています。あなたは、養育費について、離婚した別居親はどの程度負担する責任を負うべきだと思いますか。
(○は1つ)

令和3年10月

- ・同居親よりも多く負担する責任を負うべきである 17.2%
- ・同居親と同程度負担する責任を負うべきである 65.2%
- ・同居親よりも負担の少ない責任を負うべきである 12.2%
- ・別居親に責任を負わせるべきではない 3.2%



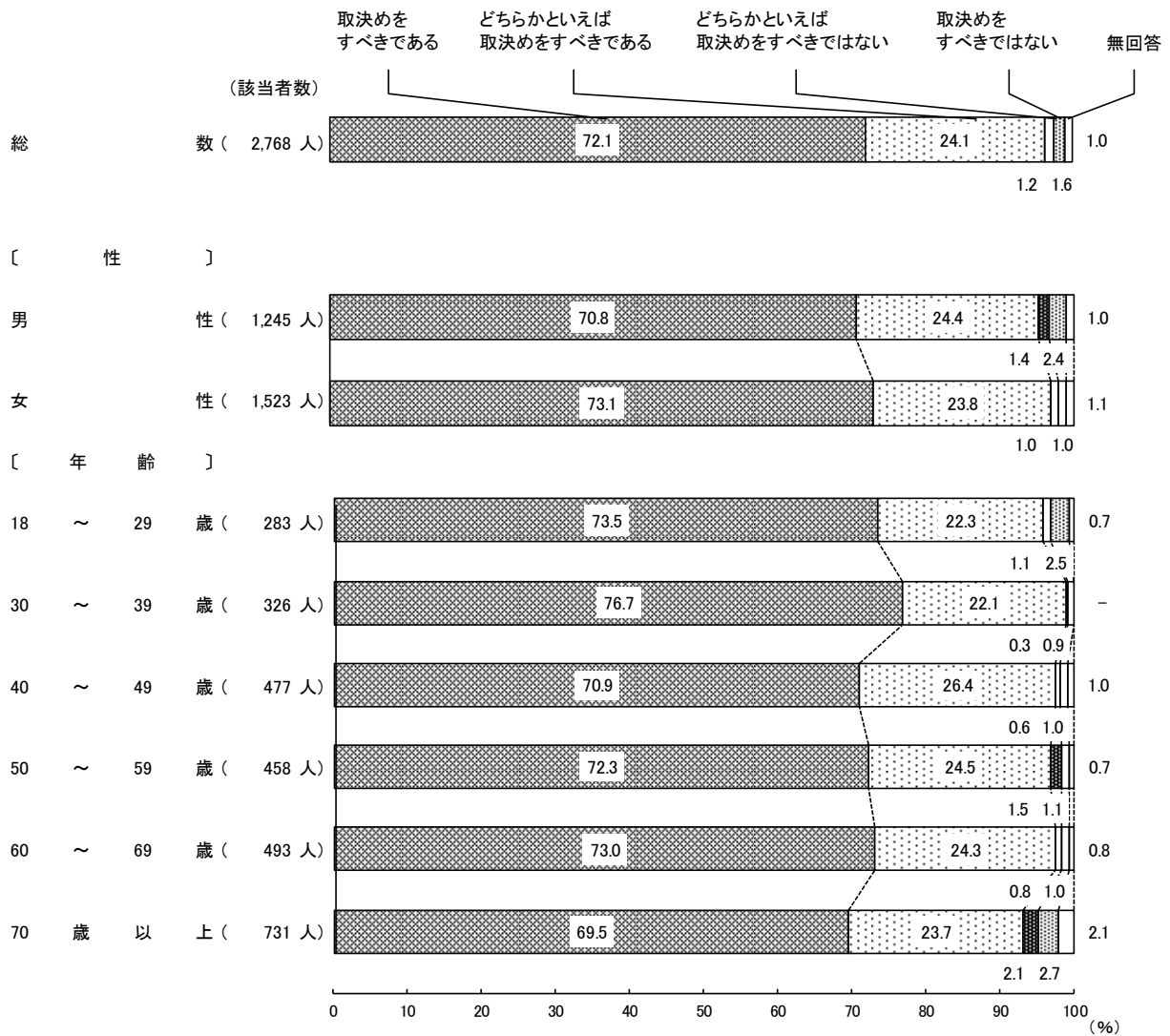
6 離婚時の取決めに対する考え方

(1) 離婚時の養育費の取決め

問 15 あなたは、未成年の子がいる父母が離婚する場合、離婚までに、養育費に関する取決めをすべきだと思いますか。(○は1つ)

令和3年10月

- ・取決めをすべきである 72.1%
- ・どちらかといえば取決めをすべきである 24.1%
- ・どちらかといえば取決めをすべきではない 1.2%
- ・取決めをすべきではない 1.6%



ア 取決めをしないままでもやむを得ない場合

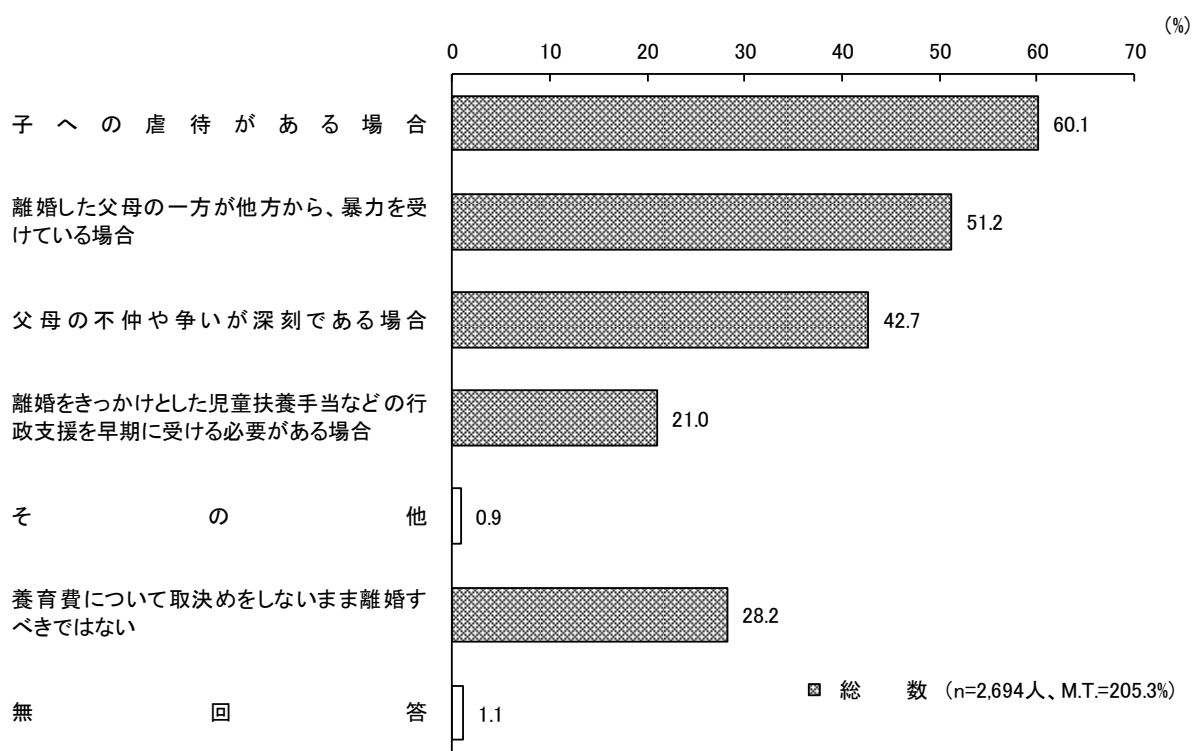
(問 15 で「取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきではない」と答えた方 (2,694 人) に)

問 16 どのような場合であれば、未成年の子がいる父母でも、養育費について取決めをしないまま離婚をしてもやむをえないと思いますか。(〇はいくつでも)

令和3年10月

- ・子への虐待がある場合 60.1%
- ・離婚した父母の一方が他方から、暴力を受けている場合 51.2%
- ・父母の不仲や争いが深刻である場合 42.7%
- ・離婚をきっかけとした児童扶養手当などの行政支援を早期に受ける必要がある場合 21.0%
- ・養育費について取決めをしないまま離婚すべきではない 28.2%

（離婚までに、養育費に関して「取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきではない」と答えた者に、複数回答）

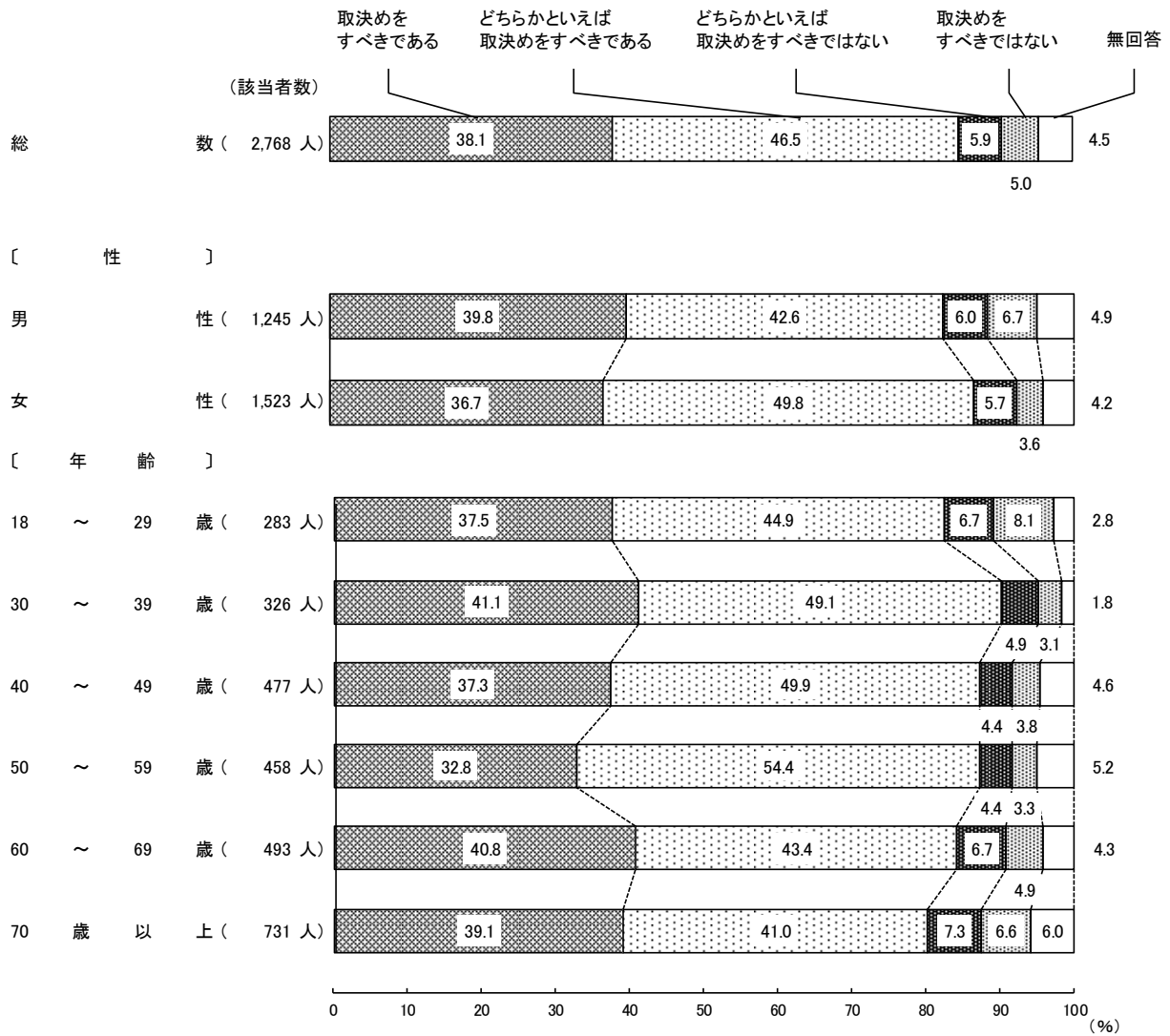


(2) 離婚時の面会交流の取決め

問 17 あなたは、未成年の子がいる父母が離婚する場合、離婚までに別居親と子との面会交流の有無、頻度や方法について取決めをすべきだと思いますか。(〇は1つ)

令和3年10月

- ・取決めをすべきである 38.1%
- ・どちらかといえば取決めをすべきである 46.5%
- ・どちらかといえば取決めをすべきではない 5.9%
- ・取決めをすべきではない 5.0%



ア 取決めをしないままでもやむを得ない場合

(問 17 で「取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきである」、「どちらかといえ
ば取決めをすべきではない」と答えた方 (2,505 人) に)

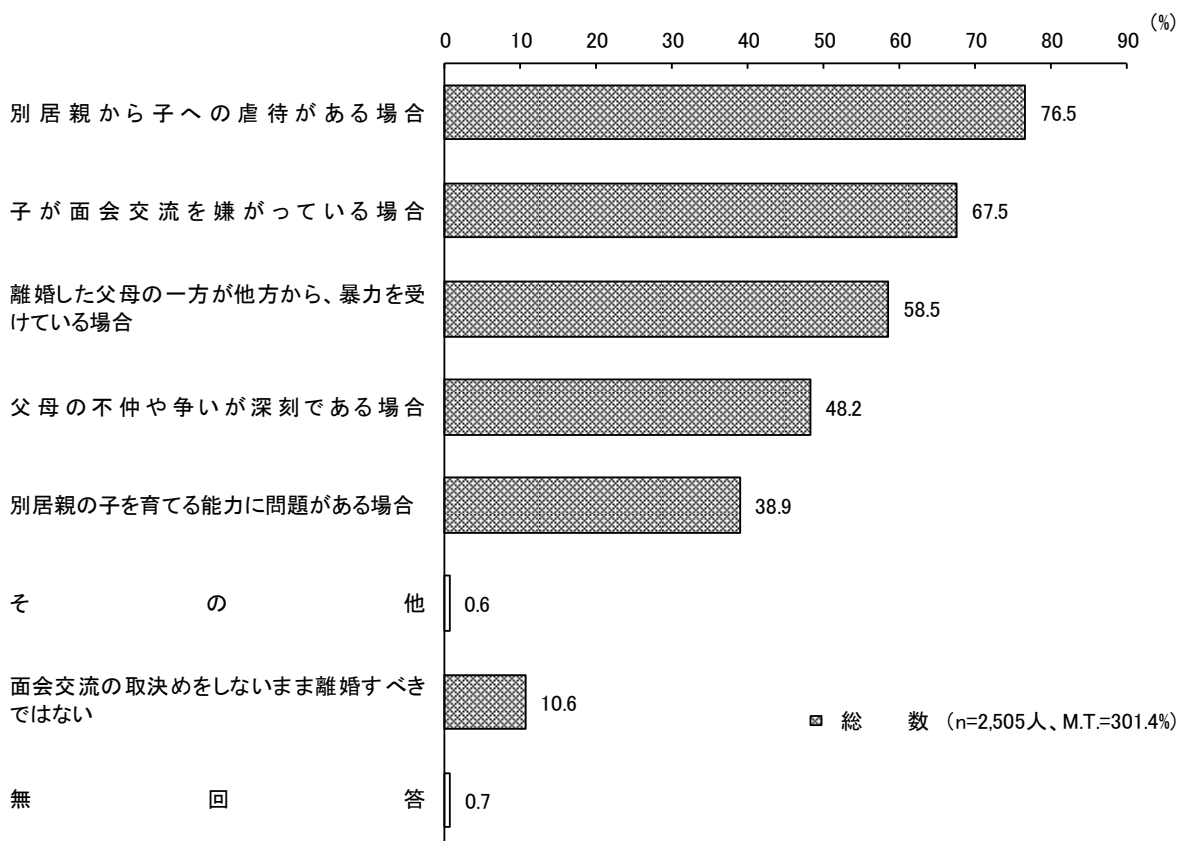
問 18 どのような場合であれば、未成年の子がいる父母でも、面会交流の取決めをしないまま離婚
をしてもやむをえないと思いますか。(〇はいくつでも)

(上位 4 項目)
令和 3 年 10 月

- ・ 別居親から子への虐待がある場合 76.5%
- ・ 子が面会交流を嫌がっている場合 67.5%
- ・ 離婚した父母の一方が他方から、暴力を受けている場合 58.5%
- ・ 父母の不仲や争いが深刻である場合 48.2%

- ・ 面会交流の取決めをしないまま離婚すべきではない 10.6%

離婚までに別居親と子との面会交流の有無、頻度や方法について「取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきである」、「どちらかといえば取決めをすべきではない」と答えた者に、複数回答



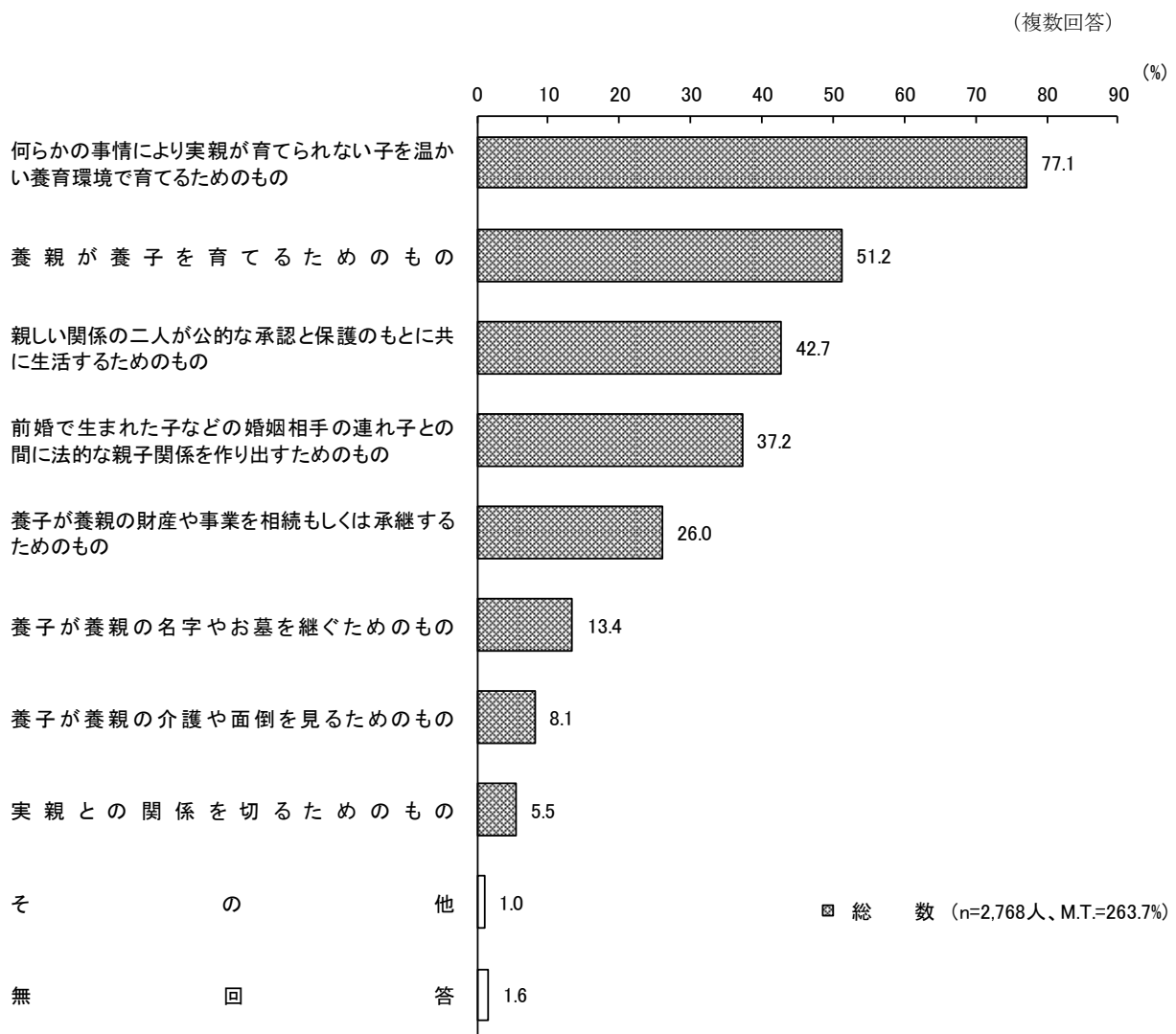
7 養子に対する考え方

(1) 養子縁組の目的・意義

問 19 「養子縁組」とは、養親と養子との間に法的な親子関係を作り出すものです。法律上の親子になると、困窮したときに援助をするなどのお互いに扶養する義務や、財産を相続する権利が発生します。「養子」には、成年・未成年のいずれの場合も含まれます。あなたは、養子縁組の目的・意義についてどのようにお考えになりますか。(〇はいくつでも)

(上位4項目)
令和3年10月

- ・ 何らかの事情により実親が育てられない子を温かい養育環境で育てるためのもの 77.1%
- ・ 養親が養子を育てるためのもの 51.2%
- ・ 親しい関係の二人が公的な承認と保護のもとに共に生活するためのもの 42.7%
- ・ 前婚で生まれた子などの婚姻相手の連れ子との間に法的な親子関係を作り出すためのもの 37.2%

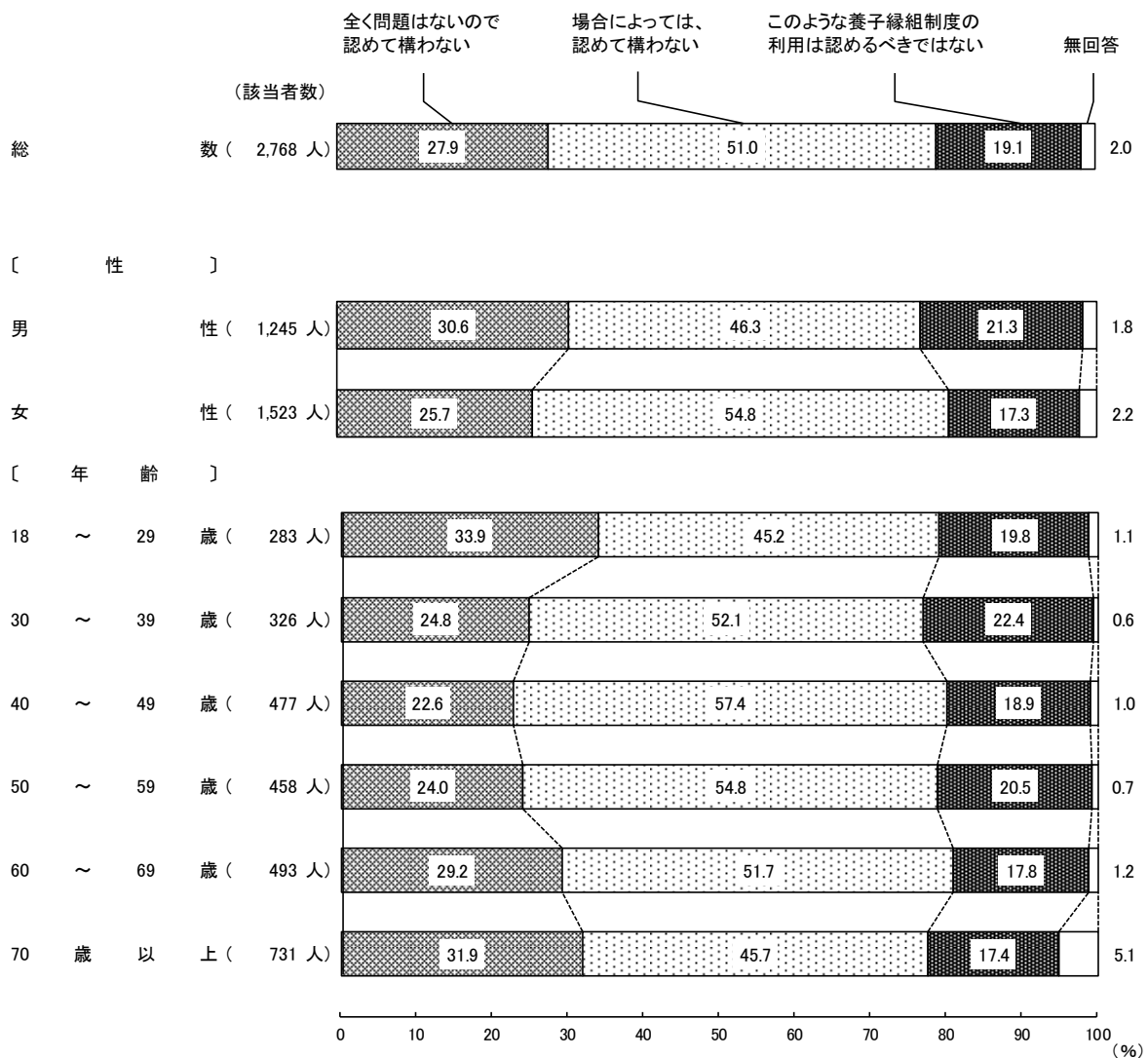


(2) 子の養育を行わない孫養子に対する考え方

問 20 祖父母が未成年の孫を養子にするものの、実際の子の養育は、親権者でなくなった実親が引き続き行う例があります。あなたは、このような養子縁組についてどのようにお考えになりますか。(○は1つ)

令和3年10月

- ・ 全く問題はないので認めて構わない 27.9%
- ・ 場合によっては、認めて構わない 51.0%
- ・ このような養子縁組制度の利用は認めるべきではない 19.1%



ア 認めてもよい場合

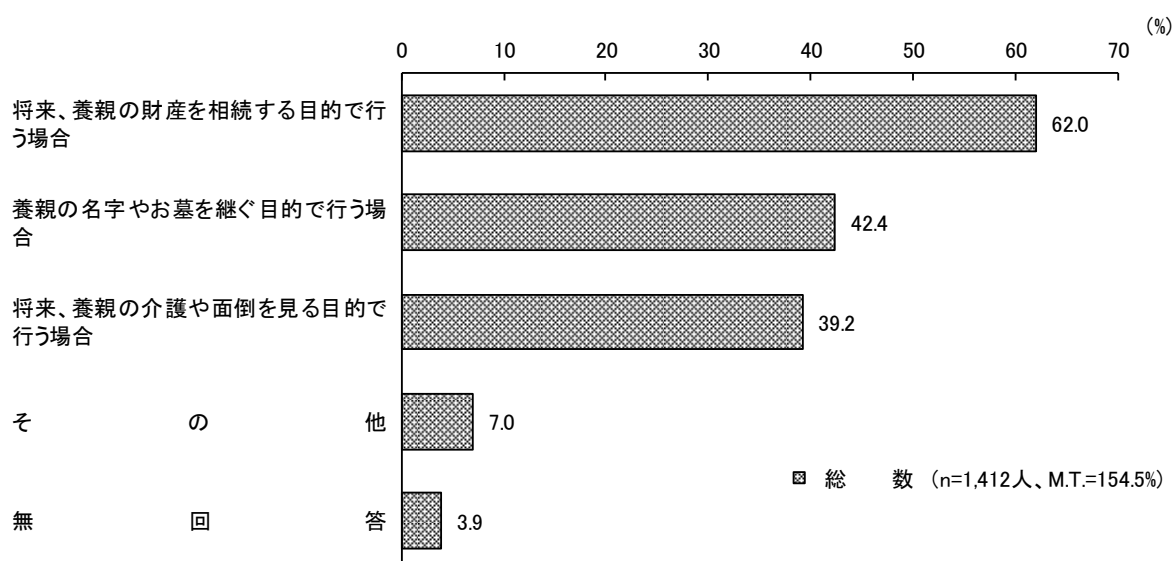
(問 20 で「場合によっては、認めて構わない」と答えた方 (1,412 人) に)

問 21 どのような場合であれば、認めて構わないと思いますか。(〇はいくつでも)

令和3年10月

- ・ 将来、養親の財産を相続する目的で行う場合 62.0%
- ・ 養親の名字やお墓を継ぐ目的で行う場合 42.4%
- ・ 将来、養親の介護や面倒を見る目的で行う場合 39.2%

〔 祖父母が未成年の孫を養子にするものの、実際の子の養育は、親権者ではなくなった実親が引き続き行うような養子縁組について「場合によっては、認めて構わない」と答えた者に、複数回答 〕

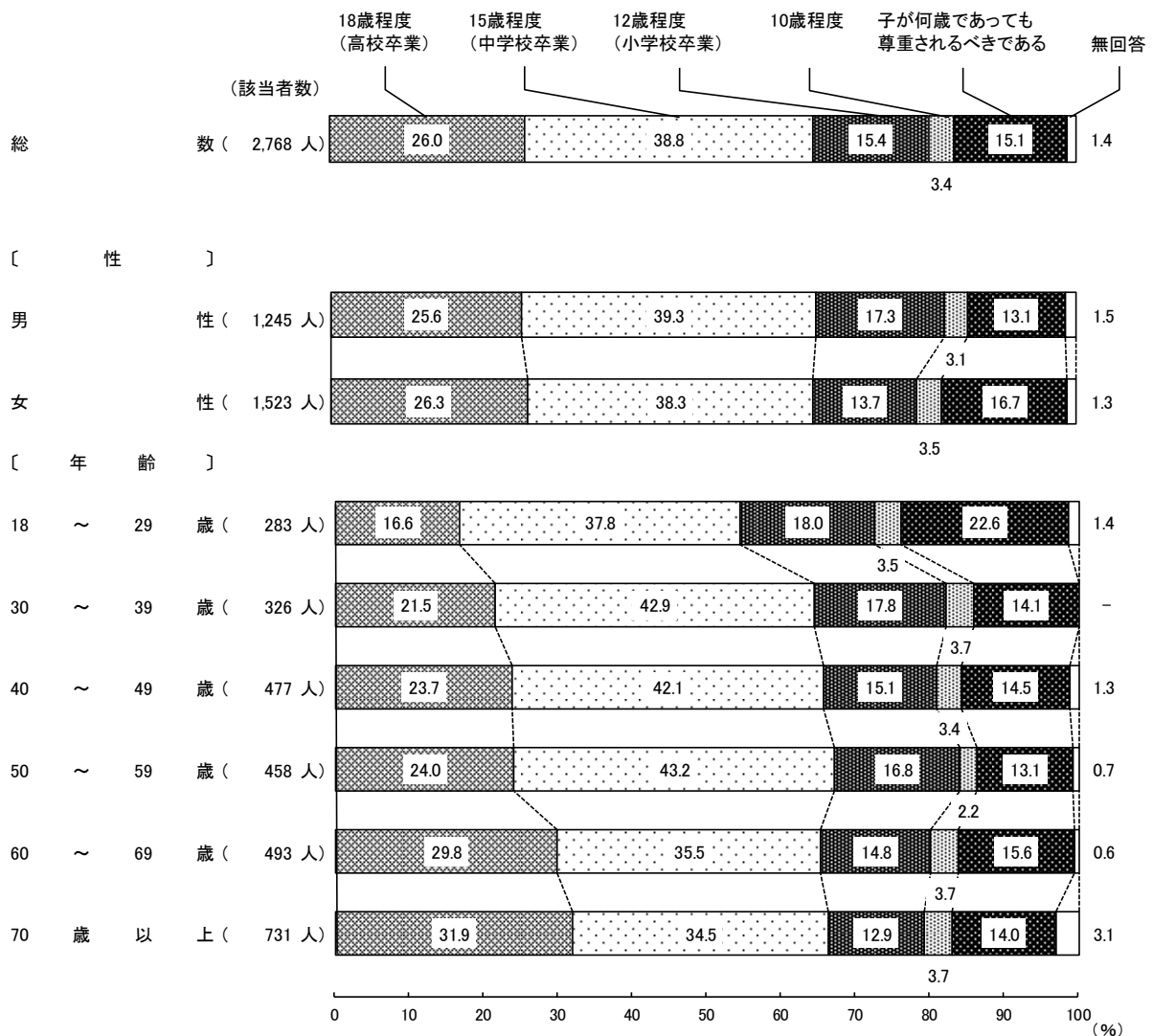


(2) 子の意思の尊重

問 22 現在の制度では、15 歳以上の者は、自分自身で養子縁組をして養子になることができますが、15 歳未満の子は、親権者などが、本人に代わって縁組をすることとされています。あなたは、自分自身の意思で養子縁組をしようとする際に、何歳くらいに達していれば、その意思が尊重されるべきだと思いますか。(○は1つ)

令和3年10月

- ・ 18 歳程度 (高校卒業) 26.0%
- ・ 15 歳程度 (中学校卒業) 38.8%
- ・ 12 歳程度 (小学校卒業) 15.4%
- ・ 10 歳程度 3.4%
- ・ 子が何歳であっても尊重されるべきである 15.1%
- ・ 無回答 1.4%

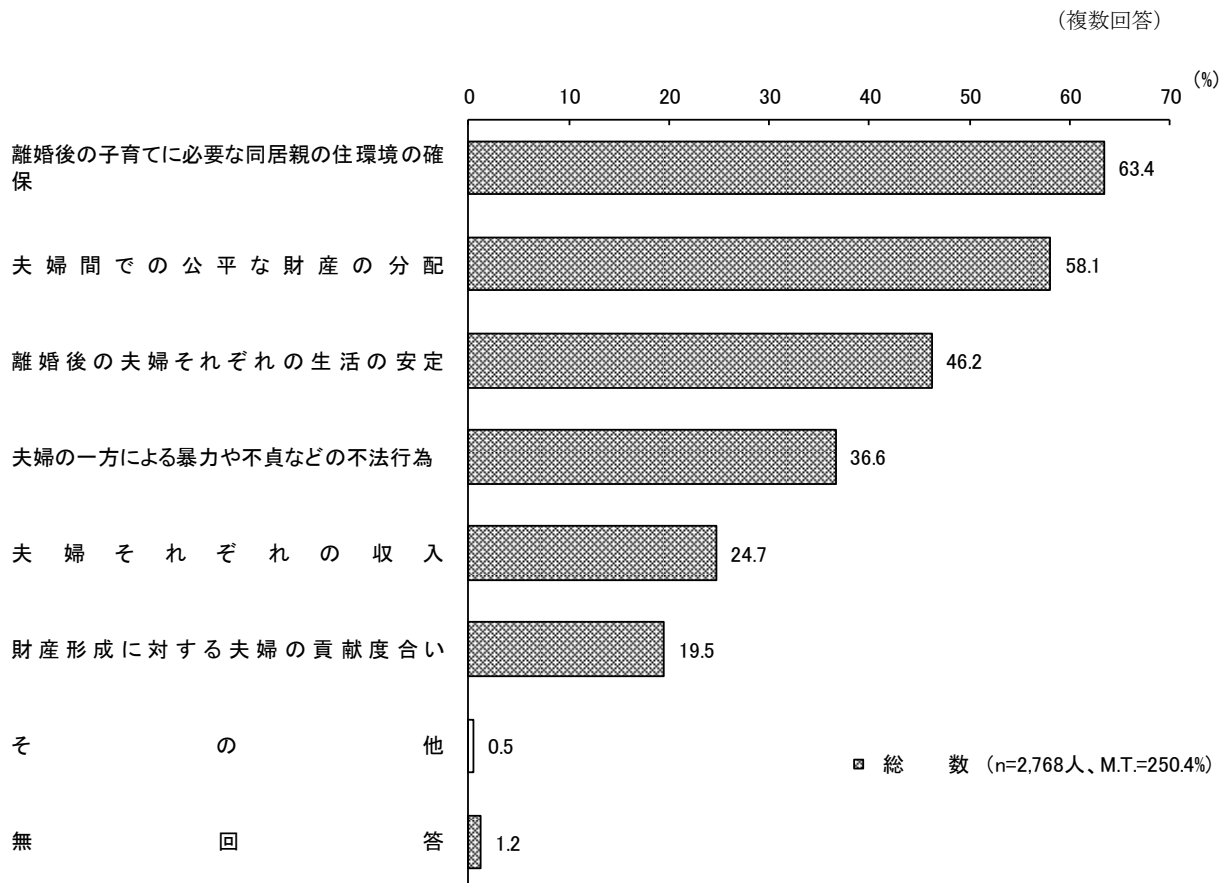


8 財産分与に対する考え方

(1) 財産分与の目的

問 23 現在の制度では、夫婦が離婚をする際夫婦の一方は、他方に対して、婚姻期間中に共同で築いた預貯金、不動産などの財産を夫婦の間で分配することを求めることができることとされています。これを「財産分与」といいます。あなたは、夫婦が離婚をする際に財産分与をする場合には、どのような観点を重視すべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

	(上位4項目) 令和3年10月
・離婚後の子育てに必要な同居親の住環境の確保	63.4%
・夫婦間での公平な財産の分配	58.1%
・離婚後の夫婦それぞれの生活の安定	46.2%
・夫婦の一方による暴力や不貞などの不法行為	36.6%

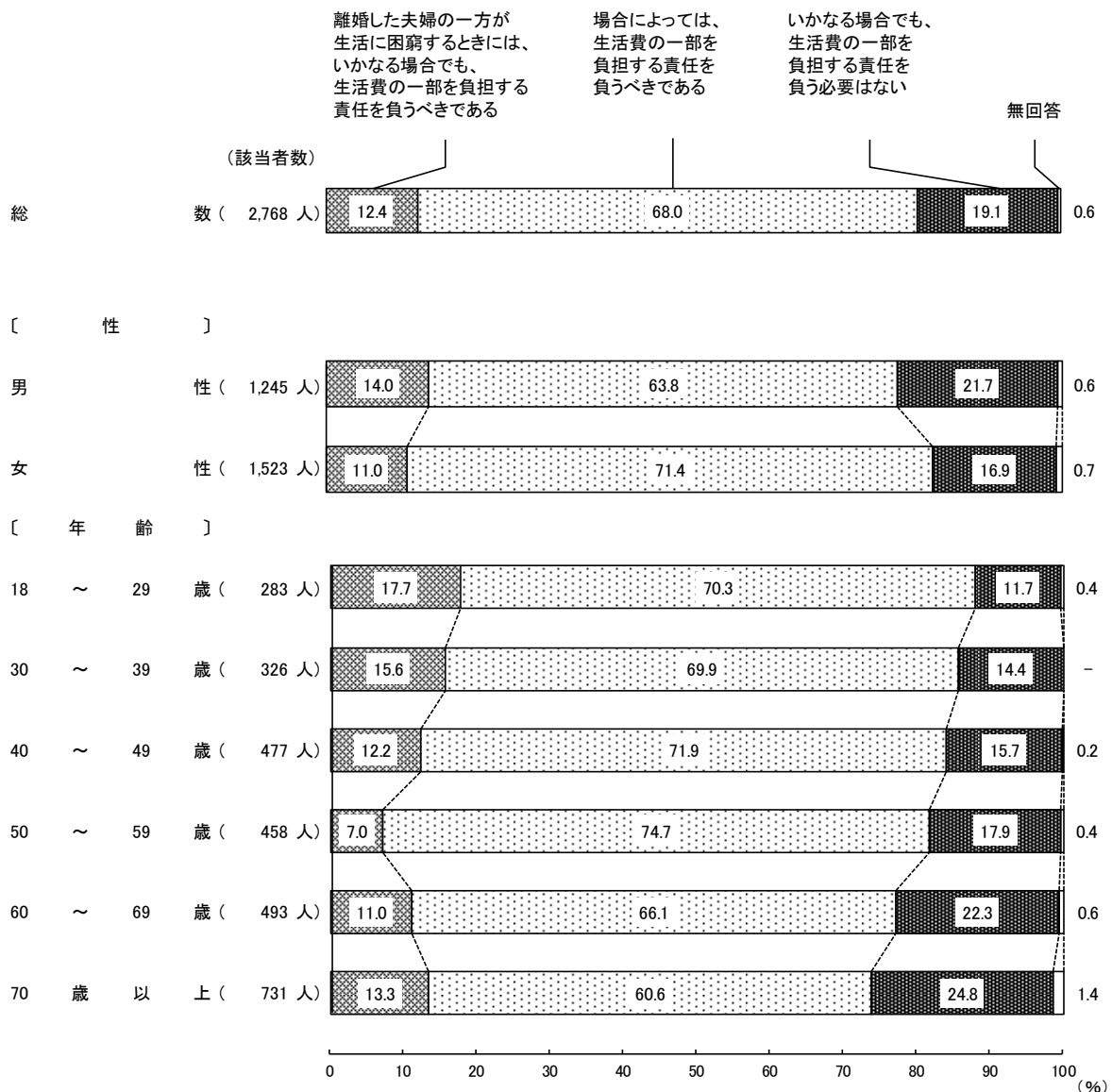


(2) 離婚後の扶養に対する考え方

問 24 離婚の時点で、離婚した夫婦の一方が生活に困窮するときには、離婚後であっても、相当の期間は、他方が、その生活費の一部を負担する責任を負うべきだという考え方があります。あなたは、この考え方についてどのように思いますか。(〇は1つ)

令和3年10月

- ・離婚した夫婦の一方が生活に困窮するときには、いかなる場合でも、生活費の一部を負担する責任を負うべきである 12.4%
- ・場合によっては、生活費の一部を負担する責任を負うべきである 68.0%
- ・いかなる場合でも、生活費の一部を負担する責任を負う必要はない 19.1%



ア 離婚後の生活費の負担

(問 24 で「場合によっては、生活費の一部を負担する責任を負うべきである」と答えた方 (1,881 人) に)

問 25 どのような場合に、生活費の一部を負担する責任を負うべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

令和 3 年 10 月

- ・生活に困窮している原因が、結婚や子育てのために仕事を辞めていたり、収入が低下したりしていたことによる場合 74.9%
- ・生活に困窮している原因が、離婚の時点において病気や高齢などにより働くことができないことによる場合 63.5%
- ・一方が生活に困窮しており、他方の暴力や不貞などによって離婚したなど、離婚の原因がその他方にある場合 54.8%
- ・生活に困窮している原因が、離婚の時点において介護のために働くことができないことによる場合 52.6%

離婚の時点で、離婚した夫婦の一方が生活に困窮する
ときには、「場合によっては、生活費の一部を負担する
責任を負うべきである」と答えた者に、複数回答

